

4 日 獣 発 第 60 号  
令和 4 年 5 月 31 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

### マイクロチップによる動物個体登録事業の円滑な推進について

本年6月1日付けで、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年6月19日法律第39号)が完全施行され、販売用の犬猫へのマイクロチップの装着・登録が義務化されます。本会は指定登録機関として登録関係事務を担うこととされております。地方獣医師会及び会員構成獣医師の皆様におかれましては、法に基づく登録の円滑な推進につき、ご協力の程よろしくお願いいたします。

一方、本会がこれまで動物適正管理個体識別登録等普及推進事業として実施してきた個体登録事業(AIPO)については、引き続き民間ベースの事業として継続実施いたします。AIPOの登録は法定登録と異なり、以下の利点があります。

- (1) 獣医師やペットショップ等による幅広い登録支援が可能
- (2) 獣医師による飼い主情報等の検索が可能
- (3) ワクチン履歴や診療の記録などの付加価値サービスの提供が可能

つきましては、小動物臨床に従事されている会員構成獣医師をはじめ、関係者にあらかじめ周知いただき、今後ともAIPOへの登録の推進にご理解とご協力を頂きますようよろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会 本田、中村、松岡

TEL 03-3475-1601